

(別紙)

原規規発第 2510223 号
令和7年10月22日

原子力委員会 殿

原子力規制委員会
(公印省略)

東芝臨界実験装置の設置者である東芝エネルギーシステムズ株式会
社の株式会社東芝への合併の認可に関する意見の聴取について

上記の件について、令和7年5月30日付け東総R07-005号(令和7年9月10日付け東総R07-010号及び令和7年10月2日付け東総R07-015号をもって一部補正)をもって、東芝エネルギーシステムズ株式会社代表取締役社長 島田 太郎及び株式会社東芝 代表取締役 島田 太郎から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第31条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第31条第2項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第4号並びに同法第25条のいずれにも適合していると認められるので、同法第31条第2項において準用する同法第24条第2項の規定に基づき、別紙のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

東芝臨界実験装置の設置者である東芝エネルギーシステムズ株式会社の株式会社東芝への合併に係る認可申請書の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する認可の基準への適合について

令和7年5月30日付け東総R07-005号（令和7年9月10日付け東総R07-010号及び令和7年10月2日付け東総R07-015号をもって一部補正）をもって、東芝エネルギーシステムズ株式会社 代表取締役社長 島田 太郎及び株式会社東芝 代表取締役 島田 太郎から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第31条第1項に基づき、東芝エネルギーシステムズ株式会社と株式会社東芝との合併認可申請書が提出された。本申請は、令和8年4月1日付けで、東芝エネルギーシステムズ株式会社を株式会社東芝が吸収合併することに伴い、東芝臨界実験装置（以下「本臨界実験装置」という。）の設置者の地位を東芝エネルギーシステムズ株式会社から株式会社東芝に承継することを申請するものである。本申請に対する法第31条第2項において準用する法第24条第1項第1号に規定する認可の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、

- ・試験研究用等原子炉の使用の目的を変更するものではないこと
- ・使用済燃料については、燃料室に保管するという方針に変更はないこと

から、試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

なお、本臨界実験装置は既に廃止措置中であり、運転停止に関する恒久的な措置がとられている。